

## 本院における手術件数（令和5年1月～令和5年12月）

（医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6（歯科点数表第2章第9部の通則4を含む）に掲げる手術）

	手 術 名	件 数
区分1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	137
	イ 黄斑下手術等	334
	ウ 鼓室形成手術等	75
	エ 肺悪性腫瘍手術等	184
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術, 肺静脈隔離術	272
	計	1,002
区分2	ア 靭帯断裂形成手術等	27
	イ 水頭症手術等	80
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	29
	エ 尿道形成手術等	26
	オ 角膜移植術	33
	カ 肝切除術等	82
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	50
計	327	
区分3	ア 上顎骨形成術等	95
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	60
	ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	12
	エ 母指化手術等	7
	オ 内反足手術等	1
	カ 食道切除再建術等	1
	キ 同種死体腎移植術等	59
計	235	
区分4	胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術	457
	計	457
その他の区分	ア 人工関節置換術	126
	イ 乳児外科施設基準対象手術	52
	ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（電池交換を含む）	63
	エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	257
	オ 経皮的冠動脈形成術 うち（1）急性心筋梗塞に対するもの：10件 （2）不安定狭心症に対するもの：4件 （3）その他のもの：24件	38
	オ 経皮的冠動脈粥種切除術	1
	オ 経皮的冠動脈ステント留置術 うち（1）急性心筋梗塞に対するもの：29件 （2）不安定狭心症に対するもの：10件 （3）その他のもの：108件	147
計	684	